

平成18年 第1回沼田町議会定例会会議録 (3日目)

平成18年 3月17日(金)

午後 3時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
				5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 4 番 久 保 寛 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君		
総務課長	金 子 幸 保 君	地域開発課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	建設課長	神 憲 彦 君
和風園次長	滝 本 久 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-----	---------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅 野 信 行 君	書 記	斉 藤 真 二 君
------	-----------	-----	-----------

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ただいま定足数に達しておりますので、これより、3日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番津川議員、11番野 議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。杉本委員長。

(杉本委員長登壇)

○委員長（杉本邦雄委員長）予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、審査報告を朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております条例案17件、予算案8件、計25件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。したがいまして、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案について、それぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは、討論、採決を致します。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）議案第18号 沼田町まちづくり基本条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第19号。沼田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第20号。沼田町国民保護協議会条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員） 議長に議事進行上でお願いしたいのですが、次の条例と同じ中身なので、次の条例も提案して2つ一緒にまとめて議論したいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 議案第21号。沼田町国民保護対策本部及び沼田町緊急対処事態対策本部条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、12番。

○12番（橋場 守議員） 反対の立場から意見を述べたいと思います。この条例は武力攻撃事態等における国民の保護という武力攻撃事態法という法案が国で出来て、それに基づいて各自治体に、言ってみれば、やれと、しかも今年1年掛けてやりなさいという中身なので、実はこの法案の影には、これだけではなくて米軍支援法案というのがある、これにはアメリカ軍に弾薬を含む物品、役務提供、自治体、民間にも、これについては、もし戦争が始まったということになったら、始まらないのだけれども、武力攻撃事態法の中ではこういうふうに言っているのです。武力攻撃とは何かと、武力攻撃事態というのと武力攻撃予測事態と2つの事態があるのです。1つは攻めてきたということなのです。もう1つは、武力攻撃予測

事態というのは、これは攻めてくる可能性がある、攻めてこない内に可能性がある、危ないと感じたらこの事態が発生するということなのです。その時に、例えば、アメリカも一緒になったといたら、沼田町には弾薬庫があるからアメリカが来てこの弾薬を持ち運びたい、行きたいと言った時に、では持ち運んで出したものを一時、沼田のどこかに貯蔵するぞと、それを拒否することが出来ないのです。そういう中身を持っているのです。非常に危険です。

最近、朝日新聞がちょっと素破抜いたみたいな記事の中に、ちょっと私読んでいないのですが、自衛隊がいつも、そういう事態を想定して訓練をしている中にこういうのがあるのだそうです。まず、仮想敵国を作っているのです、その敵国はどこかと言ったら、北朝鮮、中国、ロシアだと、その中で一番危険なのは、北朝鮮だと、その次は、ちょっと順番間違っているかもしれないけれども、中国であると。次、大丈夫だろうというのがロシアだと、仮想敵国を作って自衛隊は、それと実際の演習をやっているのだそうです。非常に危険です。ですから、攻めてこなくても攻めてくるかもしれないということだけで、この法令が生きてくるのです。

こういう危険なもの、この影には、日米物品義務提供協定というのがあるのです。これも改悪されると、自衛隊法の改悪が狙われていると、外国軍用品等海上輸送規正法案というのがある、これも大変な中身なのです。ずっと7つ位あって、それが基礎になっているのです。

ですから、これだけではなくて、結局は憲法9条を改悪するための地ならしを、もうこうなっているのではないかと、だから憲法9条は、やはりアメリカと一緒にあって世界のどこにでも出て行けるような状態にしなければならないのではないかと、いう下準備なのです。だから非常に危険ですし、今のところ、実際にはアメリカの支援で外国に日本の自衛隊が行っているのですけれども、それらが実際、日本の自衛隊もその戦争に加わっていけるというような下準備をする中身なのです。ですから、私は国の法律も反対だし、自治体もこれはとんでもないということで一応文句を言う立場に、拒否する立場に立たなくてはいけないのではないかなと、そういうふうに非常に危険な状態だと思います。そういう意味からこの条例を、確かここで否決されても執行はできるのだろーと思いますけれども、私は反対をします。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号、21号は、原案のとおり決することに、賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しま

した。

○議長（吉田好宏議長）議案第２２号。沼田町五カ山地区模範牧場条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２２号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２３号。沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２３号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２４号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。１２番。

○１２番（橋場 守議員）この条例は、成果主義に基づいて職員の給料を決めていくという中身なのですよね。確かに、私は１回役場に入ったら、もう定年が来るまでダラダラ仕事をしていても１年過ぎれば、一定の賃金が上がっていくというような状況というのは正しくないと思います。しかし、やはり成果主義でいくと、どれだけ仕事をやったかということを認定するのは人間なのです。そうすると、私、役場に来ていろいろと見ていますけれども、非常にあちこちから電話が来るのです。そうしたら、本当に長い電話が来るので、これは仕事するの大変だろうなと思います。そうすると、実際の仕事ははかどらないという場合もあると思うのです。そうすると、そこら辺のすべての細かい所まで目が届けばいいですけれども、そうでないと非常に不公平が出てくると思うのです。しかも、今、自立していくためには協働が必要だ、協働が必要だと言っているのです。ところが、成果主義で賃金を決められ

たら、それはやはり、お互いに、ある時には引っ張り合いがあるかもしれないし、そういう職場の団結を本当に乱すものになってしまうと思うのです。町長が住民との協働と、その場には役場職員の人達の団結が一番必要なのです。そういう時期にこういう成果主義に立った賃金形態を作るのは間違いだと、こう思いますので、反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することに、賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第25号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第26号 沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第27号 沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一

部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員）これは、障害者を救済する法律を今年決められまして、支援法と言いながら、国の方ですよ、支援法と言いながら、実際には今まで無料で掛かっていた病院だとか、そういうものまで1割負担するようになっているのです。支援ではなくて、負担増の法律なのです。それに基づいて、作らざるを得なくて、作っているのしょうけれども、これらの国でやらない所を、やはり、今まで福祉に…、介護保険か、ごめん、介護保険も全部そういうふうになっているのです。それらに対する助成というのを、北海道としても随分、見直しをかけてきているのです。そういう見直しに対して、町長、是非とも今まで以上に支援対策をなさいたいということで意見を述べてもらいたい、そういうことを申し述べておきます。

○議長（吉田好宏議長）ご意見、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第27号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第28号 沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第29号 沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員）ちょっとよそ見をしていて、さっき間違えましたけれども、身体障害者に対する支援法というのが出来ただけけれども、私達、去年ちょうど北

空知の各町村から中央交渉をやったのですが、去年の時点では一応法案は流れたのですけれども、今年また作られてしまったと、その時に障害者の人達が車椅子を出してきて座り込みして反対をしていました。支援法と言いながら、実際には負担を求められてしまう。これは支援でもなんでもないということで反対していましたから、この人達に不利にならないように町としても独自のいろんな施策をやると同時に、国や道に対しても充分要求をしていくようにしていただきたいということを申し述べまして、賛成を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第30号 沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第31号 沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３２号 公の施設の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり指定することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３３号 沼田町道路線の変更について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３３号は、原案のとおり変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり変更することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３４号 沼田町道路線の認定について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３４号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３５号 平成１８年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、山田議員。

○６番（山田英次議員）３５号の平成１８年度の沼田町一般会計予算についてから、４２号の平成１８年度沼田町水道事業会計予算についてまでの関連がございますの

で、４２号が終了してから意見を述べさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３６号 平成１８年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３７号 平成１８年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３８号 平成１８年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第３８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第３９号 平成１８年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第４０号 平成１８年度沼田町老人保健特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４０号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第４１号 平成１８年度沼田町公共下水道特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第４２号 平成１８年度沼田町水道事業会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、山田議員。

６番（山田英次議員）６番、山田です。議案第３５号の平成１８年度の沼田町一般会計予算から、４２号の平成１８年度沼田町水道事業会計予算についての本予算の執行にあたりまして、地元商工業者の御配慮を深く持っていていただいて執行にあたっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたい。賛成致したいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第３ 議案第４３号 公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第４３号、公平委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員の吉田正雄氏が本年の３月２６日をもって任期満了になりますので、下記の者を公平委員会委員に選任したいということで地方公務員法第９条第２項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、住所、沼田町南１条１丁目７番４号、氏名は吉田正雄、昭和１０年４月２０日生まれ。平成１８年３月１０日提出でありますけれども、提案の理由と致しましては平成１４年３月２７日から現に公平委員として御活躍をいただきまして、その識見、その行動力、共に公平委員として相応しいというふうに思いますので、再度御提案を申し上げますので、よろしく同意を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４３号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時、休憩を致します。

休憩 15時33分

再会 15時34分

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、請願第1号 上限関税反対などWTO農業交渉に関する請願について、外2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第4、請願第1号 上限関税反対などWTO農業交渉に関する請願について。日程第5、請願第2号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める請願について。日程第6、請願第3号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

（請願の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）請願の一括議題についてお諮り致します。この際、日程第4、請願第1号から、日程第6、請願第3号まで一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号・2号・3号を一括して議題とすることに決しました。

議長よりお諮り致します。本請願について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号・2号・3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号・2号・3号を採択すべきもの

と決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって請願第1号・2号・3号は、採択すべきものと決しました。

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加についてお諮り致します。ただいま採択されました請願に伴う、意見書案等8件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第7、意見案第1号 上限関税反対など WTO 農業交渉に関する意見書案について。日程第8、意見案第2号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める意見書案について。日程第9、意見案第3号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書案について。日程第10、意見案第4号 市場化テスト法案に関する意見書案について。日程第11、意見案第5号 医療制度改革関連法案に反対する意見書案について。日程第12、意見案第6号 最低賃金引き上げ・改善を求める意見書案について。日程第13、意見案第7号 北海道道州制特区に関する意見書案について。日程第14、議員の派遣について。以上、日程に追加することに決しました。

(意見案の一括審議)

議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮り致します。この際、意見案第1号から第7号を一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から第7号は一括して議題にすることに決しました。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第1号から第7号を一括して採決いたします。お諮り致します。意見案第1号から第7号は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって意見案第1号から第7号は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(議員の派遣)

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、本年度中における議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は、許可することに決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成18年第1回沼田町議会定例会を閉会を致します。ご苦労様でした。

15時40分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員